

大分県農山漁村女性・若者活動支援資金貸付事務処理要領 (水産用)

大分県農山漁村女性・若者活動支援資金の貸付に係る事務の取扱いについては、大分県農山漁村女性・若者活動支援資金貸付要綱（平成17年4月1日金共第7号。以下「要綱」という。）に定めるほかこの事務処理要領による。

第1 事業計画の認定

(認定を受けようとする者)

1 事業計画の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、要綱第2に規定する者で、更に次の条件を全て満たさなければならない。

(1) 年間90日以上漁業に従事している者

(2) 所得の50パーセント以上を漁業に依存している者

2 申請者は、貸付適格認定申請書（第1号様式）に、事業計画書（女性活動資金の認定を受けようとする場合は第2号様式、漁業後継者資金の場合は第2号様式の2、定住促進資金のうち住宅資金の場合は第2号様式の3、結婚資金の場合は第2号様式の4、農山漁村ツーリズム推進資金の場合は第2号様式の5）を添えて、要綱第3に定める大分県漁業協同組合長（以下「大分県漁協長」という。）へ提出する。

3 申請者が漁業者の組織する団体である場合は、認定申請書に貸付要綱第2に規定する団体としての資格要件を具備した団体の規約を添付する。

(大分県漁業協同組合)

4 2項の認定申請書を受けた大分県漁協長は、金融上の意見書（第3号様式）を添付し、市町村長に送付する。

(市町村)

5 前項の認定申請書等の送付を受けた市町村長は、意見書（第4号様式）を添付し、振興局長に送付する。

(振興局)

6 前項の認定申請書等の送付を受けた振興局長は、認定申請書等の審査の考え方（別紙）に照らし、借入の必要性、計画の内容等を検討のうえ、意見書（第5号様式）を添えて団体指導・金融課長に送付する。

(団体指導・金融課)

7 前項の認定申請書等を受理したときは、認定申請書等の審査の考え方（別紙）に基づき内容を審査し、事業計画を認定したときは、貸付適格認定書（第6号様式）を申請者に交付するとともに、貸付適格認定連絡書（第7号様式）を市町村長、大分県漁協長、振興局長に送付する。

- 8 認定をしないときは、貸付適格不認定通知書（第6号様式の2）を申請者に交付するとともに貸付適格不認定連絡書（第7号様式の2）を市町村長、大分県漁協長、振興局長（以下「市町村長等」という。）に送付する。

（債権保全措置）

- 9 申請者は基金協会の債務保証を受けなければならない（債務保証を受けることができない事業内容の場合は連帯保証人を1名以上立てなければならない。）。また、申請者が団体の場合は構成員が連帯債務者となる。

第2 借入手続

- 1 貸付適格認定書を交付された者（以下「借受者」という。）は、認定書を受けた日から原則30日以内に借用証書（大分県漁協長が別に定める様式）に印鑑証明書及び認定書（写）を添えて大分県漁協長に提出する。

第3 資金の貸付

- 1 第2の1項の借用証書の提出を受けた大分県漁協長は、速やかに書類を審査し、適当と認めたときは、資金の貸付を行う。なお、貸付金は、借受者の別段貯金口座に入金するものとする。
- 2 大分県漁協長は、資金貸付を終了したときは、実施後20日以内に貸付実行報告書（第8号様式）を団体指導・金融課長に提出するものとし、要綱第7の規定の日を越えて借入手続きを行わない場合は、別途報告する。

第4 資金の償還

- 1 借受者は、借用証書に基づき償還を行うものとする。
- 2 大分県漁協長は、前項の償還が行われたときは、適宜県に償還するものとする。

第5 借入辞退及び繰上償還

- 1 資金の貸付を受ける前に借入を辞退しようとするとき、又は、資金の貸付を受けた後に繰上償還を行うときは、辞退・繰上償還届（第9号様式）を大分県漁協長へ提出しなければならない。
- 2 大分県漁協長は、前項の辞退・繰上償還届に辞退・繰上償還届進達書（第10号様式）を添えて、振興局長を経由して団体指導・金融課長へ送付する。
- 3 繰上償還は、約定償還計画の最終年部分から償還したものとみなす。

第6 事業実施報告

（借受者）

- 1 借受者は、あらかじめ知事の承認を受けた場合を除き、当該貸付を受けた日の翌日から起算して、6か月以内に事業を実施（完了）するものとし、事業実施（完

了) 後20日以内に事業実施報告書(第11号様式、ただし結婚資金の場合は第11号様式の2)を大分県漁協長へ提出しなければならない。

2 貸付を受けた者が団体である場合は、個人別内訳を添付しなければならない。
(大分県漁業協同組合)

3 事業実施報告書を受理した大分県漁協長は、事業実施状況を確認し、大分県漁協長証明欄(結婚資金を除く)に記入のうえ、振興局長へ送付する。
(振興局)

4 振興局長は、貸付者調書(第12号様式、結婚資金を除く)を添えて、団体指導・金融課長に提出する。

第7 認定申請書等の内容変更

(借受者)

1 借受者は、認定を受けた認定申請書及び事業計画の内容に重要な変更を生じた場合(計画外の機械等の購入、若しくは総事業費の2割以上の増加)には、ただちに事業計画変更申請書(様式13号)に変更後の申請書及び事業計画書を添付し、認定申請手続きに準じ知事に提出する。

2 知事は、前項の変更申請書を受理したときは、変更の内容を審査し、承認する場合は適格認定変更承認書(第14号様式)を申請者に、適格認定連絡書(第7号様式)を市町村長等に送付する。

3 知事は、前項の審査によりその変更を承認しない場合は、適格認定変更不承認通知書(第14号様式の2)を申請者に、適格認定変更不承認連絡書(第14号様式の3)を市町村長等に通知する。

第8 認定の取消及び一時償還

1 知事は、第7の2項による審査において不承認と決定した場合で、必要と認めるときは、認定の取消を行い、大分県漁協長をして既に貸付けた貸付金の一時償還を命ずることができる。

2 知事は、貸付金の用途について、次の一に該当するときは、認定の取消、又は一時償還により、既に貸付けた貸付金の全部若しくは一部の返還を大分県漁協長をして命ずることができる。

(1) 借受者が、貸付金を目的以外に使用したとき、又は要綱に違反したとき

(2) 借受者が、要綱第2に規定する貸付対象者(農山漁村若者にあつては、年齢事項を除く。)でなくなったとき

第9 支払の猶予

1 借受者が要綱第11に規定する事項により支払の猶予を申請しようとするときは、支払猶予承認申請書(第15号様式)に、次に掲げる事由に応じ、それぞれに

定める者が発行する証明書を添え、償還期限の30日前まで(知事がやむを得ない事由があると認める場合にあっては、償還期限の前日まで)に大分県漁協長へ提出しなければならない。

天災による災害	市町村長
盗難	警察署長
火災	市町村長
死亡	市町村長
疾病	医師
負傷	医師

支払猶予期間は、当該申請の償還回が約定最終償還の1回前までの場合は、約定最終償還日をもって猶予期間とし、均等又は一括返済させるものとする。約定最終償還回の申請の場合は、1年以内の期間で支払猶予を行うものとし、一括返済させるものとする。

- 2 前項の支払猶予承認申請書受理した大分県漁協長は、速やかに振興局長を經由して団体指導・金融課長へ送付する。
- 3 支払猶予承認申請書を受理した団体指導・金融課長、内容を審査し、猶予することが適当と認めた場合は、支払猶予承認通知書（第16号様式）を大分県漁協長を經由して借受者に交付するとともに、写しを振興局長に送付する。
- 4 前項の承認を受けた借受者は、速やかに第2で提出した借用証書の変更手続きをとるものとする。
- 5 知事は、支払猶予をしない旨の決定をしたときは、その旨を3項に準じて借受者に通知するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の要領は、平成18年4月1日から施行する。
- 3 改正後の要領は、平成26年12月11日から施行する。
- 4 改正後の要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 5 改正後の要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 6 改正後の要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 7 改正後の要領は、令和5年4月1日から施行する。

(別紙)

大分県農山漁村女性・若者活動支援資金認定申請書等の審査の考え方

- 1 借入希望者の事業計画は、要綱等の制度趣旨に合致したものであるか
- 2 借入希望者が資金の借入資格を有するか
- 3 事業計画の内容について
 - (1) これまでの経営状況はどうなっているのか
 - ・経営者の能力（技術レベル、経営マインド、漁獲物等の単価・品質、漁業コスト、資産等）はどの程度か
 - ・経営力を背景とした収支実績、財務内容、資金繰りはどうか（家族経営の場合、家計も含めて分析）
 - ・既借入金の償還は確実に行われているか
 - ・経営上の問題点は何か
 - (2) 事業計画は適切であり、実行可能か
 - ・経営者の能力（現在の技術レベル、経営マインド等）からみて、達成可能か
 - ・計画の内容が過大投資になっていないか
 - (3) 収益はどうか 融資返済は可能か
 - ・収益見通しの算出基礎となっている水揚量、単価等は無理のないものか
 - ・償還見通しはあるか（既貸付金がある場合には、それを含めて償還可能性を判断）
 - ・漁業共済に加入するなど、災害その他の事由により需要・価格動向がある程度変動しても償還可能となるよう検討されているか
- 4 環境保全施策やその他の行政施策と整合性がとれているか